

報告第7号

専決処分(桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年8月31日提出

桐生市長 荒木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月29日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第 23 号

桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例(令和 4 年桐生市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「令和 4 年 8 月 1 日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報 告 説 明

報告第7号 専決処分(桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)の承認を求めるについて

令和4年6月議会で議決いただいた「桐生市新里・黒保根地区防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和4年桐生市条例第21号)」について、施行期日である8月1日からの無線設備の運用開始が困難になったため、施行期日を改める必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和4年7月29日に専決処分をもって措置したものです。